

教育カードローン当座貸越契約規定

私は三井住友カード株式会社（以下「保証会社」という）の保証に基づき株式会社大東銀行（以下「銀行」という）と、銀行WEBサイト上に入力し、銀行と合意した教育カードローン当座貸越契約について、次の条項を承認の上、債務を履行します。

第1条（契約の成立）

本契約は、借主が銀行に申し込み、銀行が審査を行い、承諾したときに成立します。

ただし、当座貸越前に借主において次のいずれかの事由が発生した場合に銀行は当座貸越を行わないものとし、さらに本契約を解約する事ができます。

- （1）本契約第12条に定める期限の利益喪失事由が発生したとき
- （2）本契約における借主の銀行に対する権利が譲渡若しくは差押えられたとき
- （3）その他当座貸越を実行できない事由があると判断したとき

第2条（取引方法）

1. 本ローン取引は当座貸越取引のみとし、小切手、手形の振出あるいは引受、電子記録債権の決済、公共料金等の自動支払は行わないものとします。
2. 借主は、別に定める場合を除き、ローンカードを利用して出金する方法により当座貸越を受けるものとします。
3. ローンカード、現金自動支払機及び現金自動預入支払機の取扱いについては、別添の「ローンカード規定」によるものとします。

第3条（契約期間）

1. 本契約に基づいて借主が当座貸越を受けられる期間は、本契約成立の日から本契約の期間を経過する日の属する月の末日、又は銀行の指定する日までとします。
2. 前項にかかわらず、契約期間満了日に達した場合は、次のとおりとします。
 - （1）借主は、契約期間満了日に貸越残高がない場合は、ローンカードを銀行に返却するか借主の責任において廃棄します。
 - （2）借主は、契約期間満了日の翌日以降、本契約による新たな当座貸越を受けることができません。
 - （3）本契約は、契約期間満了日後、借主の債務の完済をもって終了します。なお、契約期間満了日に貸越元利金がない場合は、契約期間満了日に本契約は当然に解約されるものとします。

第4条（貸越極度額）

1. 貸越極度額（以下「極度額」という）は銀行が借主に通知した極度額のとおりとします。なお、銀行がこの極度額を超えて当座貸越を行った場合も、本契約の各条項が適用されるものとします。
2. 金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは銀行はいつでも極度額を減額し、又は貸越を中止することができます。なお、極度額が減額された場合には減額後の極度額を超える貸越金を、貸越が中止された場合には貸越元利金全額を銀行から請求があり次第、借主は直ちに支払います。

第5条（利息・損害金）

1. 貸越金に対する利息（保証会社への保証料を含む。以下「約定利息等」という）は付利単位を100円とし、毎月銀行所定の日銀行の定める本契約貸越利率（保証料を合算したもの）及び計算方法により算出します。金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、銀行は上記の利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。また銀行が銀行所定の基準により一般に適用される貸越金の利率から優遇した利率を適用した場合は、いつでもその優遇した利率を変更又は適用の中止をすることができるものとします。

2. 銀行に対する債務を履行しなかった場合には、支払わなければならない金額に対して年14.0%の割合による損害金を支払います。
3. 金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、銀行は損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。

第6条（返済方法）

借主は、以下の方法によりこの取引に基づく返済を行うものとします。

1. 借主が本契約の申込時に、約定返済の据置を希望し、且つ銀行が据置を認めた場合は、本契約約定返済開始予定月の前月まで、本契約毎月の元利均等約定返済額（以下「約定返済額」という）の支払いを据置くことができるものとします。但し、据置期間中といえども約定利息等は本契約毎月約定返済日又は毎月約定利息返済日（以下、「返済日」という）（休日の場合は翌営業日）に毎月返済するものとします。
2. 据置期間が終了し、約定返済開始予定月となった場合は、下表の各貸越利用残額に応じた約定返済額の返済を開始します。

貸越利用残額	100万円以内の場合	1万円
貸越利用残額	100万円超200万円以内の場合	2万円
貸越利用残額	200万円超300万円以内の場合	3万円
貸越利用残額	300万円超400万円以内の場合	4万円
貸越利用残額	400万円超500万円以内の場合	5万円
3. 据置期間中といえども、銀行が本契約の更新を認めない場合は、約定返済開始予定月に関わらず、約定返済額を返済します。又、引続き約定利息等も返済します。
4. 約定返済開始後は、前月の返済日において貸越残高がない場合は約定返済は行いません。
5. 貸越残高が約定返済額に満たない場合はその全額を返済します。

第7条（自動引落し）

1. 前条による返済にあたっては、普通預金・総合口座通帳及び同払戻請求書又は小切手によらず、本契約返済用預金口座（以下「指定口座」という）から引落しのうえ返済にあてることに同意します。また、万一預入れが遅延した場合には、預入れ後いつでも銀行は同様の処理ができるものとします。
2. 指定口座の残高が約定利息等又は約定返済額に満たない場合は、その全額について期限に返済がないものとされても異議はありません。この場合、延滞している約定利息等又は約定返済額の総額が返済されるまで当座貸越を一時中止されても異議はありません。
3. 損害金の支払いについても第1項に準じて取扱うものとします。
4. 指定口座から引落す際に、他にも支払呈示された小切手・手形・電子記録債権その他指定口座から支払いをなすべきものがあるときは、その支払いと第1項による引落しのいずれを先にするかは銀行の任意とします。

第8条（任意返済）

第6条による定例返済のほか、当座貸越口座へ直接入金することにより随時に任意の金額を返済することができます。なお、この返済を行った場合においても第6条の定例返済は通常通り行うものとします。

第9条（諸費用の自動引落し）

1. 本契約の締結に際し、借主が負担すべき印紙代、ローンカード発行手数料等の費用は銀行所定の日に普通預金・総合口座通帳及び同払戻請求書又は小切手によらず、指定口座から引落しのうえその支払いにあてることに同意します。
2. 他の教育カードローン契約を本契約へ切替することにより、他教育カードローン契約による貸越元利金を本契約による貸越元金へ債務更改する場合には、銀行所定の日に教育カードローン口座から同払戻請求書によらず、引き落としのうえ、支払いにあてることができるものとします。

第10条（利率の変更）

1. 本ローンの借入利率は変動金利です。
2. 借入利率の変更は、次によるものとします。
 - (1) 借入利率は、銀行の変動金利型住宅専用優遇貸出金利（以下「基準金利」といいます）を基準として本契約で定められるものとし、基準金利の変動に伴って本項第2号から第4号までに定めるところにより変更されるものとします。
 - (2) 前号による借入利率の変更は毎年4月1日および10月1日（以下両とも「基準日」といいます）の年2回行うものとし、前回基準日（借入日が前回基準日以降の場合は借入日）における基準金利と現基準日における基準金利の差をもって借入利率を上げまたは下げのものとします。
 - (3) 前2号に基づく変更後の借入利率（以下「新借入利率」といいます）は、当該変更の基準日の翌々月約定返済日からとします。
 - (4) 銀行は金融情勢の変化、その他相当事由により、本項第1号で基準金利と定めた金利を廃止した場合には、基準金利を一般に代替されるものに変更することができるものとし、変更後初回における基準金利との比較は、銀行が相当と認める方法によるものとします。以後新たに基準金利となったものの取扱いが廃止された場合も同様とします。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主は、自ら又は第三者を利用して次の各号のひとつにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて銀行の信用を毀損し、又は銀行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 借主が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4. 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第12条（期限の利益の喪失）

1. 借主に次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、銀行からの通知・催告等がなくても本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに貸越元利金全額を支払います。
 - (1) 第6条に定める返済を遅延し、翌々月の返済日に至るも返済しなかったとき
 - (2) 保証会社から保証の取消・解除の申出があったとき
 - (3) 支払の停止又は破産手続開始・民事再生手続開始等の申立てがあったとき
 - (4) 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - (5) 借主の預金その他銀行に対する債権について仮差押・保全差押又は差押の命令・通知が發送されたとき
 - (6) 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき
2. 借主に次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、銀行からの請求によって本契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに貸越元利金全額を支払います。
 - (1) 借主が銀行に対する債務のひとつでも期限に履行しなかったとき
 - (2) 借主が銀行との取引約定のひとつでも違反したとき
 - (3) 本契約による当座貸越取引に関し、借主が銀行に対する虚偽の資料提供又は報告をしたとき
 - (4) 前各号のほか、銀行が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第13条（解約等）

1. 前条第1項各号の事由があるとき若しくは前条第2項の請求がなされたときは、銀行はいつでも貸越を中止し、本契約を解約することができるものとします。
2. 借主はいつでも本契約を解約できるものとします。この場合、借主より銀行所定の方法により銀行に通知します。
3. 第1項及び第2項により本契約が解約された場合、借主は直ちにローンカードを返却し貸越元利金を返済します。

第14条（差引計算）

1. 本契約による銀行に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と借主の預金・定期積金・その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず銀行はいつでも差引計算することができます。
2. 差引計算ができる場合には、銀行は事前の通知及び所定の手続きを省略し借主にかわり諸預け金等の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができます。
3. 差引計算をする場合、債権債務の利息・損害金等の計算については、その期間を銀行の計算実行の日までとし、利率・遅延損害金の料率は銀行の定めによるものとします。

第15条（相殺）

1. 弁済期にある借主の預金・定期積金・その他の債権と本契約による債務とを借主は相殺することができます。
2. 借主が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金・定期積金・その他の債権の証書・通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出します。
3. 相殺した場合の債権債務の利息・損害金等の計算については、その期間を銀行の計算実行の日までとし、利率・遅延損害金の料率は銀行の定めによるものとします。

第16条（充当の指定）

1. 弁済又は第14条による差引計算の場合、借主の銀行に対するすべての債務を消滅させるに足りないときは、銀行が適当と認める順序・方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。
2. 前条により借主が相殺する場合、借主の銀行に対するすべての債務を消滅させるに足りないときには、借主の指定する順序により充当することができます。

3. 借主が前項による指定をしなかったときは、銀行が適当と認める順序・方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。
4. 第2項の指定により債権保全上支障が生ずるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べたうえで、担保・保証の有無・軽重・処分の難易・弁済期の長短などを考慮して銀行の指定する順序・方法により充当することができます。
5. 第3項及び第4項によって銀行が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については期限が到来したものととして銀行はその順序・方法を指定することができます。

第17条（代位弁済）

借主が銀行との本契約に違反した場合、保証会社より銀行が代位弁済を受けても異議はありません。

第18条（危険負担・免責条項等）

1. 借主が銀行に差し入れた証書等が事変・災害等やむをえない事情によって紛失・滅失又は損傷した場合には、銀行の帳簿・伝票の記録に基づいて債務を弁済します。なお、銀行から請求があれば直ちに代りの証書等を差し入れます。
2. 借主が銀行に提出した書類に押捺された印影と借主の届出の印鑑との照合を銀行が相当の注意をもって行った場合には、書類・印鑑等に偽造・変造・盗用等が生じたとしても、銀行はその責めを負わないものとします。
3. 借主に対する権利の行使・保全に要した費用は借主の負担とします。

第19条（届出事項）

1. 氏名・住所・印章・電話番号・職業・その他法令に基づく届出事項に変更があったときは直ちに銀行にその旨届け出るものとします。また、家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始されたことありません。なお、補助、保佐、後見が開始され、若しくは任意後見監督人が選任された場合は、直ちに銀行に届け出るものとします。
2. 前項の届出を怠ったため、銀行に最終に届出のあった氏名・住所あてに銀行からなされた通知又は送付された書類等が延着し、又は到達しなかった場合には通常到達すべき時に到達したものとします。

第20条（報告及び調査）

1. 財産・債務・経営・業況・収入、この取引による貸越金の使途等について、銀行から請求があったときは直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。
2. 財産・債務・経営・収入等について重大な変化が生じたとき、又は、生じるおそれのあるときは銀行からの請求がなくても直ちに報告します。

第21条（契約の変更）

本契約の内容は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。ただし、極度額の増減額等、諸条件の変更に関し通知・公表の有無・方法が定められている場合、その条項に従うものとします。

第22条（合意管轄）

この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本店を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

第23条（取扱手数料）

この取引に関してあらかじめ別途取扱手数料などが定められている場合には、銀行所定の金額を支払うものとします。